

○香芝市空家等対策推進支援事業(除却)補助金交付要綱

平成30年5月28日

要綱・通知

都市計画課

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の空家対策の一環として、空家等の除却を促進し、市民の安全・安心の確保を図るため、その除却等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定するものをいう。
- (2) 空き家住宅 小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日建設省住整発第46号)第2第5号に規定するものをいう。
- (3) 空き建築物 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第6号に規定するものをいう。
- (4) 除却工事 不良住宅の全てを解体し、その廃材の撤去及び処分を行うことをいい、除却後の整地を含む。
- (5) 活用事業 地域の交流やにぎわいを活性化させることを目的として、空き家住宅又は空き建築物を除却し、当該跡地をポケットパーク、防災広場、集会所用駐車場等の用に供するために行う事業をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存すること。
 - (2) 補助対象建築物に所有権以外(賃借権を含む。)の設定がないこと。ただし、権利者全員から同意を得た場合を除く。
- 2 前項に規定するもののほか、不良住宅については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 第5条第2項に規定する不良住宅認定を受けていること。
 - (2) 空家(建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がされていないことが常態であるものをいう。)であること。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第2項の勧告を受けていないこと。

3 第1項に規定するもののほか、空き家住宅又は空き建築物については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第6条第2項に規定する活用事業の採択を受けていること。
- (2) 除却後1年以内に活用事業を開始すること。
- (3) 除却後の跡地を地域活性化のために10年以上活用すること。

(令和5年5月8日・令和5年12月13日・一部改正)

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物を5年以上所有している者又はその相続人であって、補助対象建築物の存する土地の所有者の同意を得た者
- (2) 補助対象建築物の存する土地を5年以上所有している者又はその相続人であって、補助対象建築物の所有者の同意を得た者
- (3) 活用事業を行うことを目的として除却後の土地を賃借しようとする者であって、補助対象建築物の所有者及び補助対象建築物の存する土地の所有者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 香芝市に納税義務の生じた市税を滞納している者
- (2) 香芝市に納付義務の生じた国民健康保険料を滞納している者
- (3) 本人又はその世帯構成員が香芝市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条に規定する暴力団員等である者

(不良住宅の認定)

第5条 不良住宅の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、あらかじめ、不良住宅認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 不良住宅の位置図
- (2) 不良住宅の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び実地に調査し、当該結果を不良住宅認定通知書(第2号様式)又は不良住宅不認定通知書(第3号

様式)により、認定申請者に通知するものとする。

- 3 不良住宅の認定は、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第1から別表第3までの住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評点の合計が100以上の建築物とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助を受ける目的で故意に破損させた場合は不良住宅と認定しない。
- 5 認定申請者が、第2項に規定する通知を行う前に、当該申請を取り下げようとする場合は、不良住宅認定申請取下届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(活用事業の採択)

第6条 活用事業の採択を受けようとする者(以下「採択申請者」という。)は、あらかじめ、活用事業申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(第6号様式)
 - (2) 事業計画書(第7号様式)
 - (3) 空き家住宅又は空き建築物の位置図
 - (4) 空き家住宅又は空き建築物の現況写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び実地に調査し、当該結果を活用事業採択通知書(第8号様式)又は活用事業不採択通知書(第9号様式)により、採択申請者に通知するものとする。
 - 3 採択申請者が、前項に規定する通知を行う前に、事業申請を取り下げようとする場合は、活用事業申請取下届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(令和5年5月8日・一部改正)

(補助対象事業)

第7条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が行う補助対象建築物の除却工事又は活用事業
 - (2) 補助を申請する年度内に当該事業が完了するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
 - (1) 補助対象建築物が公共事業に伴う補償の対象となるもの
 - (2) 第11条に規定する交付決定を受ける前に契約したもの
 - (3) 当該事業について他の補助金等の交付を受けようとするもの

(4) その他市長が補助金の対象として不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)のうち、補助対象建築物の除却に要する経費とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は国土交通大臣が定める標準建設費のうち除却工事費により積算した額のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

2 前項の国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、香芝市空家等対策推進支援事業(除却)補助金交付申請書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の不動産登記事項証明書等(所有権等を証明できる書類)
- (2) 市税に滞納がないことを証する書類
- (3) 国民健康保険料に滞納がないことを証する書類(国民健康保険加入者に限る。)
- (4) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (5) 補助対象建築物に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合は、権利者の同意書
- (6) 申請者と補助対象建築物の所有者又は補助対象建築物の存する土地の所有者が異なる場合は、所有者同意書(不良住宅)(第11号の2様式)又は所有者同意書(空き家住宅又は空き建築物)(第11号の3様式)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(令和5年5月8日・一部改正)

(補助金の交付決定等)

第11条 市長は、前条の申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、香芝市空家等対策推進支援事業(除却)補助金交付決定通知書(第12号様式)により交付申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、

補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、香芝市空家等対策推進支援事業(除却)補助金不交付決定通知書(第13号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により当該補助対象事業を変更又は廃止しようとするときは、香芝市空家等対策推進支援事業(除却)変更等承認申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、香芝市空家等対策推進支援事業(除却)変更等承認通知書(第15号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに香芝市空家等対策推進支援事業(除却)実績報告書(第16号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

- (1) 補助対象事業の契約書の写し(契約日は、補助金交付決定日以降の日付であるもの)
- (2) 補助対象事業の写真(着工前、施工中及び竣工後)
- (3) 補助対象事業の領収書及び明細書の写し(作成年月日、施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を香芝市空家等対策推進支援事業(除却)補助金交付額確定通知書(第17号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、香芝市空家等対策推進支援事業(除却)補助金交付請求書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第16条 市長は、補助金の交付の目的を達するために、必要があると認めるときは、交付

決定者又は施工業者に対し、その補助対象事業の実施について報告を求め、又は必要な指示を行うことができる。

(補助金の返還命令等)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 前条の指示に従わなかったとき又は第13条の検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。